

## 特別養護老人ホーム「サンファミリア米沢」利用料金表

### 1. 介護保険一部負担額

令和元年10月1日現在

	税区分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介護サービス利用者負担額	非課税	多床室	日額	559	627	697	765	832
			月額(30日)	16,770	18,810	20,910	22,950	24,960
		個室	日額	559	627	697	765	832
			月額(30日)	16,770	18,810	20,910	22,950	24,960

費目	税区分	日額	内容
基本加算	非課税	16円	夜勤職員配置により加算
	"	14円	個人の状態に応じ栄養計画を作成し栄養状態を管理した場合
	"	10円/月	褥瘡発生のリスク評価を実施し、褥瘡ケア計画を立て管理を行った場合
	"	30円/月	歯科衛生士が口腔ケアに係る助言等を行っている場合
	"	36円	要介護4及び5の方が70%以上又は日常生活自立度Ⅲ以上の方が65%以上又はたん吸引等必要な方が15%以上の場合
	"	18円	介護福祉士を6割以上配置した場合
	"	8.3%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
	"	2.7%	介護報酬算出方式に基づき算出した額の1割を加算
	"	4円	常勤の看護師配置により加算
	"	8円	常勤の看護師配置と24時間連絡体制を確保している場合
対象者のみの加算	非課税	12円	個人の心身の状態から機能訓練計画を作成し実施した場合
	"	2,000円/月	外部のリハビリ専門職等と連携し、個別計画による訓練した場合
	"	120円	左記の方の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
	"	246円	病院へ入院又は居宅に外泊した場合。1ヶ月に7泊8日を限度とする
	"	30円	入所後30日以内加算
	"	460円/回	居宅にて退所後の療養上の指導を実施した場合
	"	400円	市町村及び老人介護支援センターに対し情報提供を行った場合
	"	500円	希望する居宅介護支援事業者に対して情報提供を行った場合
	"	28円	経口摂取を進める為に特別な管理が必要な場合
	"	400円/月	経口維持の支援を行った場合
	"	100円/月	上記支援に、医師等が加わった場合
	"	300円/月	低栄養状態改善のための計画を立て、実施した場合
	"	90円/月	歯科衛生士が口腔ケアを行った場合
	"	6円/食	医師の食事箋による食事の提供(糖尿食、貧血食等)
	"	650円/回	配置医師が早朝及び夜間に診療を行った場合
	"	1,300円/回	配置医師が深夜(午後10時から午前6時まで)に診療を行った場合
	"	300円/月	低栄養状態改善のための計画を立て、実施した場合
	"	400円/回	施設入所時とは大きく異なる栄養管理(経管栄養等)が必要になった場合
	"	144円	死亡日以前4日以上30日以下
	"	680円	死亡日の前日及び前々日
	"	1,280円	死亡日
	"	144円	死亡日以前4日以上30日以下
	"	780円	施設内で死亡した場合
	"	1,580円	死亡日の前日及び前々日
	"	1,580円	死亡日
	"	100円/月	排泄自立に向けた支援計画を立て実施した場合
	"	10円	在宅復帰の為に支援・調整を行った場合
"	40円	個室を計画的に利用する場合	
"	5,600円	外泊の際に施設より提供される在宅サービスを利用した場合	
"	10%/日減算	身体拘束の廃止に向け適正な対応を行わなかった場合	
"	200円	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合	

※介護保険負担割合証の負担割合が2割又は3割と記載されている方は、介護保険一部負担額はその割合を乗じた額になります。

### 2. 居住費・食費

	税区分		基準費用	第1段階	第2段階	第3段階	
居住費負担額	非課税	多床室	日額	855	0	370	370
		個室	日額	1,171	320	420	820
食費負担額	非課税		日額	1,500	300	390	650
居住費+食費負担額	非課税	多床室	月額(30日)	70,650	9,000	22,800	30,600
		個室	月額(30日)	80,130	18,600	24,300	44,100

3. その他の利用料

費 目	税区分	日 額	内 容
理美容料	税別	実費	施設内理美容室の利用
テレビ使用料	〃	150円	レンタルテレビ使用者
電気毛布・アンカ使用料	〃	50円	個人のものを使用する電気代
新聞・雑誌代	〃	実費	個人購読料
電話代	〃	実費	施設内公衆電話の利用
自動販売機使用料	〃	実費	施設内自動販売機の利用
催事参加費	〃	実費	各種催事参加費
日常生活品購入代行	〃	実費	購入依頼品の購入に要した金額
希望食	〃	実費	利用者の方が希望する食事を提供した場合
金銭管理費	〃	953円/月	年金手帳及び現預貯金等の預託希望者
文書料	〃	3,000円	健康診断書・死亡診断書・入所証明書・その他証明書等の発行
健康管理費	〃	実費	インフルエンザ予防接種等の費用

【 利用料金早見表 】

(多床室)                      <<月額30日>>                      (単位:円)

要介護度 負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	30,689	32,958	35,293	37,562
第2段階	44,489	46,758	49,093	51,362	53,598
第3段階	52,289	54,558	56,893	59,162	61,398
基準費用	92,339	94,608	96,943	99,212	101,448

(個 室)

要介護度 負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	40,289	42,558	44,893	47,162
第2段階	45,989	48,258	50,593	52,862	55,098
第3段階	65,789	68,058	70,393	72,662	74,898
基準費用	101,819	104,088	106,423	108,692	110,928

※上記の金額は、[介護サービス利用者負担額][夜勤職員配置加算][栄養マネジメント加算]  
 [口腔衛生管理体制加算][日常生活継続支援加算Ⅰ][看護体制加算Ⅰ][看護体制加算Ⅱ]  
 [個別機能訓練加算][介護職員処遇改善加算Ⅰ][介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ][居住費]  
 [食費負担額]が含まれています。

## ◇料金表注記◇

介護老人保健施設(サンプラザ米沢・サンファミリア米沢)及び特別養護老人ホームサンファミリア米沢の料金表に「第1段階」「第2段階」「第3段階」「第4段階」の表示があります。この件についてご説明いたします。

### 1. 負担額の設定及び対象基準

上記の施設を利用する場合、施設を利用する方(利用者)と施設との間の契約により、食費・居住(滞在)費の全額を利用者が負担することになっています。ただし、利用者が市町村民税世帯非課税等の低所得者である場合には、食費・居住(滞在)費の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)までとなり、負担の軽減が図られます。それが、第1段階～第4段階まで定められた制度となっています。

国が定めた食費・居住(滞在)費の基準額(基準費用額)と負担限度額との差額は、介護保険から施設に支払われます。

ここでの、「低所得者」とは、市町村民税世帯非課税など、下表の利用者負担第1・第2・第3段階のいずれかに該当する方をいいます。利用者負担第4段階の方は「低所得者」にはならず、食費・居住(滞在)費の全額を負担して頂くこととなります。

利用者負担	対象となる人(次のいずれかに該当する場合です。)
第1段階	①市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 ②生活保護受給者 ③境界層該当者
第2段階	①市町村民税世帯非課税であって、[合計所得金額+課税年金収入額]の年額が80万円以下である人 ②境界層該当者
第3段階	①市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階に該当しない人 ②境界層該当者 ③市町村民税課税世帯の特別減額措置が適用される人
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない人 (市町村民税本人非課税、本人課税等)

※市町村民税世帯非課税:世帯主及びすべての世帯員が市町村民税非課税者、または市町村の条例による市町村民税免除者の方をいいます。

※境界層該当者:本来適用すべき食費・居住(滞在)費・高額介護サービス費等の基準等を適用すれば生活保護が必要となるが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護が必要でなくなる人のことをいいます。

### 2. 適用申請

- ①利用者は、居住地の市町村に適用申請を行います。
- ②市町村は、申請を受け第1～第4段階のいずれに該当するか確認します。
- ③市町村は、第1～第3段階該当した方に対し、負担限度額認定証を交付します。
- ④利用者は、負担額認定証を施設に提示し、負担額の減免を受けます。

### 3. その他の減免制度

介護老人保健施設(サンプラザ米沢・サンファミリア米沢)をご利用される方を対象とした減免制度が上記制度とは別に設けられております。

申請手続きは、施設直接となっていますので、ご利用施設の支援相談員に気軽にお問合せ下さい。